

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	64
提出時期	令和 2 年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町議会議員及び埜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について		
要 旨	<p>【制定理由】</p> <p>公職選挙法の一部改正（令和2年12月12日施行）に伴い、埜町議会議員及び埜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を新規制定する。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>埜町議会議員及び埜町長の選挙の選挙運動における選挙用自動車の使用に係る費用、選挙運動用ビラの作成費用及び選挙運動用ポスターの作成費用についての公費負担に関し必要な事項を定めるもの。</p> <p>【施行期日】</p> <p>公布の日から施行し、公布の日以後その期日を告示される選挙について適用する。</p>		
担当課	総務課（選挙管理委員会）		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	65
提出時期	令和 2 年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町表彰条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b>  埴町表彰審議会において、「表彰基準の一部を見直してはどうか」とのご意見（表彰対象とする上での在職期間の短縮）をいただき、町として審議会の意見を踏まえての基準の見直しを行い、表彰審議会へ提案、了承をいただいたため、条例の一部を改正する。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>  「第 5 条 自治功労表彰 2 功労表彰 (3)」及び「第 6 条 民生福祉功労表彰 2 功労表彰 (1)」の表彰基準となる在職期間を 12 年以上とする。</p> <p><b>【施行期日】</b>  令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	66
提出時期	令和 2 年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 令和 2 年福島県人事委員会勧告の内容に準拠した職員の給与に関する条例の一部改正（令和 2 年 11 月埴町議会臨時会において可決成立）に伴い、埴町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する。</p> <p>【具体的な内容】 民間の特別給年間支給割合と比較し、年間支給月数を 0.05 月分引下げる（3.35 月→3.30 月）ための改正を行う。</p> <p>【施行期日】 公布の日から施行し、令和 2 年 12 月 1 日から適用する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	67
提出時期	令和 2 年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b> 令和 2 年福島県人事委員会勧告の内容に準拠し、職員の給与に関する条例の一部を改正する。</p> <p><b>【具体的な内容】</b> 通勤手当支給に係る基準額等の改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通機関又は有料の道路を使用して通勤する場合等の基準額 55,000 円→64,000 円</li> <li>・ 自動車等を利用して通勤する場合の上限額 64,000 円→57,800 円</li> </ul> <p><b>【施行期日】</b> 令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	68
提出時期	令和 2 年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が施行されたことに伴う改正。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の継承の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 58 号）の施行により、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条が第 26 条に改正。</p> <p>合わせて埴町税特別措置条例も第 25 条から第 26 条へ改正。</p> <p>【施行期日】</p> <p>公布の日から施行し、令和 2 年 10 月 1 日から適用。</p>		
担当課	町民課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	69
提出時期	令和 2 年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>延滞金及び還付加算金に関する地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）が令和 3 年 1 月 1 日に施行されることから、それ以前に埜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を公布し、同日から施行する必要があるため。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>地方税法の一部改正により、「特例基準割合」の用語の見直しが行われ「延滞金特例基準割合」と改められたため、文言の見直しを行うもの。</p> <p>【施行期日】</p> <p>令和 3 年 1 月 1 日から施行する。</p>		
担当課	健康福祉課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	70
提出時期	令和 2 年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町辺地総合整備計画の変更について		
要 旨	<p>【提出理由】</p> <p>令和 2 年度に実施する予定の湯岐辺地に係る事業「湯遊ランドはなわ施設設備改修事業」について事業費の変更を行い、辺地対策事業債の対象事業とする。なお事業費については 122,445 千円を計上する。</p> <p>以上、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 8 項の規定により、湯岐辺地に係る総合整備計画を変更する。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	71
提出時期	令和 2 年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	大字及び字の区域の変更について		
要 旨	<p>【改正理由】 地籍調査に伴い「大字及び字の区域の変更」が生じた為。</p> <p>【具体的な内容】 地籍調査事業「川上9地区」において、 (1) 飛地になっている土地を隣接する字に区域を変更するため、議会の議決を求めるもの。</p> <p>【施行期日】 国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から施行するものとする。</p>		
担当課	まち整備課		



## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	72
提出時期	令和 2 年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 2 年度埴町一般会計補正予算 (第 5 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度埴町一般会計補正予算 (第 5 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入で、主に国庫支出金・繰入金・町債等を、歳出で、主に総務費・民生費・衛生費・農林水産業費・商工費・土木費・消防費・教育費等を補正するものである。</p> <p>歳入歳出それぞれ 1 0 6 , 1 6 8 千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 8 , 2 5 8 , 1 7 2 千円とするもの。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	73
提出時期	令和 2 年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 2 年度埴町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度埴町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入では県支出金・繰入金を、歳出では総務費・保険事業費を補正するものである。</p> <p>歳入歳出それぞれ 1, 3 9 1 千円を増額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 9 6 6, 7 2 6 千円とするもの。</p>		
担当課	健康福祉課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	74
提出時期	令和 2 年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 2 年度埴町農業集落排水処理事業特別会計補正予算 (第 2 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度埴町農業集落排水処理事業特別会計補正予算 (第 2 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入では繰入金・国庫支出金・町債を、歳出では総務費を補正するものである。</p> <p>歳入歳出それぞれ 55, 200 千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 190, 511 千円とするもの。</p>		
担当課	生活環境課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	75
提出時期	令和 2 年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 2 年度埴町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度埴町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入では繰入金を、歳出では総務費を補正するものである。</p> <p>歳入歳出それぞれ 9 6 1 千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 2 1 4, 5 1 9 千円とするもの。</p>		
担当課	生活環境課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	76
提出時期	令和 2 年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 2 年度埴町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度埴町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入では保険料・国庫支出金・支払基金交付金・県支出金・繰入金を、歳出では総務費・保険給付費・地域支援事業費を補正するものである。</p> <p>歳入歳出それぞれ 25, 148 円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 1, 084, 124 千円とするもの。</p>		
担当課	健康福祉課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	77
提出時期	令和 2 年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 2 年度埴町上水道事業会計補正予算 (第 1 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>令和 2 年度埴町上水道事業会計予算の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 3 条の収益的収入及び支出の予定額</li> <li>・ 第 4 条の資本的収入及び支出の予定額</li> <li>・ 第 7 条に定めた経費の金額</li> </ul> <p>について、それぞれ補正するものである。</p>		
担当課	生活環境課		